

緊急事態宣言解除に伴う児童クラブの通所自粛の解除について

(令和2年5月15日現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月13日から児童クラブの通所自粛を要請したところ、多くの保護者の皆様にご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。

このたび国の緊急事態宣言が解除され、金沢市立小中学校において、5月20日から登校日が実施されることを受け、次のとおり、通所自粛の要請を解除することとします。

1. 自粛要請の解除

令和2年5月20日(水)から

2. 保護者負担金の取扱い

保護者の準備や市立小中学校の分散登校等を踏まえ、市から自粛要請した5月31日(日)までの間、通所自粛した児童については、4月と同様に、欠席日数に応じて、保護者負担金を減額するよう各クラブあてに要請しています。(詳細については各クラブにお問い合わせ願います。)

3. 児童クラブへの通所にあたっての留意点について

- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、通所はしないで、家庭で様子を見てください。
- ・児童クラブにおける、手洗い・咳エチケットの励行、3つの密(密閉・密集・密接)が同時に重なる場を避けるなど、感染症対策の徹底を要請しておりますが、これに対する、ご家庭での児童への声かけについて、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。
- ・児童やご家族について、「感染が確認された」あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブにご連絡いただきますようお願いいたします。

4. その他

- ・今後の状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。
- ・児童クラブの利用児童・職員が感染した場合や、地域での感染が著しく拡大する場合には、当該児童クラブの臨時休業を行うことがあります。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉局こども未来部子育て支援課

Tel 220-2279